

飲酒年齢をもう少し若くしてもいいという自由化の主張を暗黙裡に了承する立場としては、当然ながら酒造産業業界の利益の問題がある。たとえば、アメリカのある酒造協会のようなところでは、年齢制限をゆるめても、その州の飲酒料が増加したというデータはないとか、あるいは親たちのなかでも、飲酒よりも、この国でもっと大きい問題は、麻薬、マリファナ等の問題だというような主張をする人がいる。

うちの子がマリファナや麻薬にしたしむよりは、酒でとどまっているということで安堵の胸をなでているという親がいなくはない。政治家のなかでも、すでにアメリカでは18歳、20歳となれば、いろんなことが判断でき、軍隊にも入隊できる年齢である。そこでビールもワインも禁止するというのは実情に合わないではないかというような意見もあったりする。

しかし、アメリカ全体のいくつかの動きを事実としてみると、すでにアメリカ連邦は、酒についての有害表示を検討し出しているし、酒造業界もまた自主的に度の強い酒を、ラジオやテレビ、あるいはマンガ雑誌上で広告することは自発的にやめている。同じように、これら酒造業界は年間数100万ドルを通じて若い層の飲酒に対する衛生教育についての広報活動をはじめているというのが事実である。

日本では、はたしてどのような議論と、実行が現在なされているのであろうか。飲酒と若年者の事故防止、健康な心身の発達の問題は、古くて新しいテーマである。

U. S. News & World Report 9月18日，1978年

(前田信雄 国立公衆衛生院)

この「貧しき」弁護士たち

(アメリカ)

1978年11月13日付の U. S. ニューズ・アンド・ワールド・レポートの編集者マルビン・ストーンは、アメリカの法曹界の現状について、つぎのような短い論稿を書いている。

いまままで何回となく、弁護士費用の高騰に対しての批判がこの国でだされてきた。また肥大化する法曹界の力というものについての警戒も警告もいわれてきた。地域的いろいろな運動もなされてきているし、連邦レベルでのこういった問題についての改革を呼びかける動きもできている。市民のなかにも法曹界の力の行き過ぎに対する警告がなされ、つぎのような標語によるグループが形成されてきている。HALT (Help Abolish Legal Tyranny) 「法曹専制を打ちやぶる会」。

弁護士は、たしかに必要である。社会的に有用な役割を果している。しかし、過ぎたるは及ばざるがごとしである。法曹の人たちは法律を作り、法律を管理し、法律で訴訟を起こす。それが一つの業務としてなり立つものである。あなたが訴訟費用を少しだけ出せない場合は、その結果については、必ずしも明るい見通しを持てない。あなたがもし充分な裁判費用を持つ場合には、その結果については一定の満足を得られる結果がもたらされよう。

いまアメリカでは国民500人に1人の割合で弁護士がいる。つまり、全国で合せてみると約50万人。1974年のこの国の医師・歯科医師合せた数46万人。これを越えるという膨大な弁護士王国である。ワシントンD・Cは、弁護士の住む町、弁護士たちの集る市だといわれる。著名な裁判官いわく、「この社会は飢えたうじのような弁護士たちの群れによって走らされ動かされつつある」。

人数が多いということは必ずしも良いことばかりではない。そこに必要な費用のこと、作り出される訴訟の数、そして訴訟手続きのための遅れというものがもたらされている。たとえば、1978年まだ判決にいたらない件数は、アメリカ全国で16,054件もあるといわれる。すでにこれらの訴訟例は3年以上もかかっている例である。

弁護士は、この国では立法活動にたずさわっている。下院では下院議員の半分は、弁護士であり、上院議員の65%は弁護士である。議会以外でも、法律家でないと勤まらないという面がますます要請されてきている。立法政策立案者サイドに法律家が、どんどんふえるということは、いろんな法律、法制が複雑化する。賠償責任保険などの高額化をもたらしている。自動車賠償損害保険においてもしかり。もっともアメリカで大きな問題になっている医療過誤保険においても、同様の傾向がみられる。

たとえばこの医療過誤保険の場合、その金額というものは実に膨大なものになってきている。1960年国全体で、医師及び歯科医師によって支払われた医療過誤保険の保険料は、2,730万ドルであった。これが1974年には3億3,200万ドル。日本円におすと約600億円という多額の保険料が支払われるようになった。15年間の間に10倍以上の増大がみられた。この費用は、当然患者の負担、医療機関への負担となってはねかえってくる。こういう動きは単に金銭的な問題だけではない。人ととの関係、その社会の風習や考え方にも、いろんな問題をもたらすことになる。たとえば、アメリカでは、自分の出産をめぐって、子どもが父や母を訴えるという例も見られかねない。社会全体が訴えられる社会、訴える社会、裁判のルツボに化していくおそれがある。

地方自治体は、こういった事態に対応して一種の法律扶助を考えるところもできている。あるいは民間の団体でも、もう少し安い費用で訴訟ないしは裁判ができるというような制度も考えられてきている。ある市では、離婚費用を現在の750ドルから150ドルに下げようという動きもみられる。カーター大統領も、もっと手間のかからない、高価な準備をしなくともすむ訴訟制度を考え

ている。はじめにのべたHALTという民間グループも、こういったような、複雑で高価な訴訟を廃止し、簡略化する運動にとりくみはじめているのである。

U.S News and World Report, 1978. 11. 13

(前田信雄 国立公衆衛生院)

虚弱老人のためのディ・ケア —施設に代わる選択

(アメリカ)

孤立、虚弱、ハンディキャップト、依存。これは今日の合衆国における多くの老人の状態である。ヴァージニア州、アーリントン地区でも、他の地区と同じように近年の老齢人口の増加はめざましく、1970年、13,531人だった65歳以上人口は、1976年には、15,700人を数え、コミュニティ全体の人口は153,500人と推計されているので、老齢人口がこの6年間に16.3%の増加をみたことは意味深いことである。この人口交代は、既存の老人対策を必然的に拡張させ、新しいサービスを創らせることになった。

最近までアーリントン地区には、ナーシングホームがなかった(現在1カ所)ばかりでなく、上記の状態にある老人に対して、施設に代わって提供されるコミュニティ・プログラムもなかった。しかし、いまやあきらかに虚弱老人に対するディ・ケアのニードは高まっているのである。

1975年、幸いにもアーリントン北部にある小学校の一翼がディ・ケアセンターとして利用できるようになった。このマジソン・センターは毎日60人の利用者を予想して装備されたが、平均利用者は40人である。彼らの年齢は54才から93才の幅をもち、平均年齢74才、80%は女性である。

開設されたセンターには職員としてnursing supervisor, registered